

2021年11月25日

明石市長 泉 房穂 様

明石市太寺
提案代表者 松本 誠

市民政策提案書

明石市市民参画条例第19条第1項本文の規定により、下記のとおり提案します。

記

1 提案する政策等の名称

明石市市民参画条例第20条に規定された「市民参画推進会議」の継続的設置を遵守し、同条例に定めた同推進会議の任務を遂行し、市の市民参画が適正に行われているかどうかをチェックする機能を発揮できるように、市は同条例を遵守すること。

2 提案する政策等の趣旨、目的、背景等

市民参画推進会議は同条例および施行規則によると、委員は2年任期で市長が委嘱するとされているが、市のHPによると2016年度（平成28）末（2017年3月）までを任期とする委員を最後に、新たな委嘱が行われておらず、推進会議開催の報告も2016年（平成28）7月25日の会議を最後に報告がない。会議録によると、2011年（平成23）11月に発足した推進会議は2013年（同25）10月の答申を最後に終了し、2016年（同28）3月に発足した第2次推進会議は同年7月の答申でもって任務を終了している。その後は会議開催や活動の報告はなく、新たな推進会議委員は委嘱されていない。

同推進会議は、明石市自治基本条例に定めた「市民自治のまちづくり」を保障する「市民の行政への参画」が適切に行われているかどうかを不断にチェックし、市民参画手続の運用全般に関する事項について市長等に意見を述べる重要な付属機関である。

こうした重要な機関の設置を5年間も委嘱せずに放置していることは、市が自治基本条例や市民参画条例を遵守せず、市民参画を軽んじている証明にもなる。

近年、市の重要な施策について「市民参画」手続きが適正に行われず、市民の声を市政に反映する手順がなおざりにされていることが目立っており、この9月議会で3つの議案が否決された背景にも「市民参画」の手順が適正に行われていないことが指摘されており、重要な市政の課題になっています。

市は速やかに市民参画推進会議を再起動させて、この間の市民参画のあり方の検証や是正を行うべきであります。

3 提案する政策等の内容（具体的な対象、手段等）

- ① 市民参画推進会議の委員を速やかに委嘱し、市民に公開された推進会議を開催する。
- ② 推進会議が“空白”になっていたこの4年間の市の市民参画手続きの運用を検証し、諸施策についての市民参画手続きの運用が適正であったかどうかの検証を実施する。
- ③ 市は推進会議の意見に基づき、市民参画手続きの運用改善をすすめる。
- ④ 市民参画条例の施行から10年を超えており、条例に規定した市民参画の手続き等が現時点で適正なものかどうかを、市民の意見を広く聞きながら改善を図る。



4 提案する政策等により得られる効果

自治基本条例および市民参画条例に基づく「市民自治の市政とまちづくり」への信頼感が醸成される。

5 提案する政策等の実施にあたり必要な費用（費目、内訳、額）

委員の委嘱および会議の開催や調査、広報等に係る費用は所管課で算出して欲しい。

6 提案する政策等に該当する対象事項

提案する政策等について該当するものの番号を○で囲んでください。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定、変更、廃止
- (2) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更、廃止
- (3) 市政の基本的な事項を定める条例・義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、改廃
- (4) 広く市民の利用に供する大規模な施設の設置に係る基本的な計画の策定、変更
- (5) (1)～(4)以外の市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更、廃止

7 添付資料

市民参画条例 第4章 市民参画の推進（推進会議の設置）

第20条 この条例に基づく市民参画を推進するため、市長の附属機関として、明石市市民参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、前条第6項に規定する答申を行うほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を答申する。

- (1) この条例及びこの条例に基づく規則の改正又は廃止に関する事項
- (2) この条例の運用の状況及びその評価に関する事項
- (3) その他市民参画の推進に関し必要な事項

3 推進会議は、市民参画手続の運用全般に関する事項について、市長等に意見を述べることができる。4 前3項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（運用状況の公表）

第21条 市長は、毎年、前年度における市民参画手続の実施状況及び第19条第1項本文の規定による政策等の提案（以下「政策提案」という。）の取扱状況を取りまとめ、公表するものとする。

（市民の自発的意見の取扱い）

第22条 市長等は、市民参画手続又は政策提案によらず提出された市政に対する意見等については、明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）第4章に定めるところにより、処理するものとする。

更新日：2016年12月20日

明石市市民参画推進会議の概要

【目的】

市民自治によるまちづくりに寄与することを目的として、市民の市政への参画についての手続などを定めた明石市市民参画条例が制定され、平成23年4月1日に施行しました。この条例の運用状況な

どについて市民の視点で評価し、条例の実効性を高めるために、条例第 20 条に基づき明石市市民参画推進会議を設置するものです。

- [明石市市民参画推進会議委員名簿 \(PDF : 88KB\)](#)
- [明石市市民参画条例 \(PDF : 129KB\)](#)

開催状況

開催回	日時	議題
平成23年度第1回明石市市民参画推進会議	平成 23 年 11 月 28 日 午後 2 時～午後 4 時	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市市民参画条例の概要について ● 会長及び副会長の選任について ● 会議の運営方針について ● 条例の運用状況の評価方法について
平成24年度第1回明石市市民参画推進会議	平成 24 年 6 月 4 日 午後 2 時～午後 4 時半	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市市民参画条例の運用状況の評価方法について ● 平成 23 年度運用状況の評価について
平成24年度第2回明石市市民参画推進会議	平成 24 年 7 月 2 日 午後 2 時～午後 4 時	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 23 年度市民参画手続の運用状況に関する意見書（案）について
平成25年度第1回明石市市民参画推進会議	平成 25 年 8 月 29 日 （木曜日） 午前 10 時～午後 0 時 15 分	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民参画手続の実施に関する判断基準の策定について 明石市市民参画条例の平成 24 年度運用状況の評価について
平成25年度第2回明石市市民参画推進会議	平成 25 年 10 月 21 日 （月曜日） 午前 10 時～午前 11 時 50 分	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民参画手続の実施に関する判断基準の策定について 明石市市民参画条例の平成 24 年度運用状況の評価について [諮問・答申] 諮問文 (PDF : 92KB) <ul style="list-style-type: none"> ● 平成24年度の運用状況 (PDF : 335KB) ● 答申文 (PDF : 78KB) ● 別紙1 (PDF : 88KB) ● 別紙2 (PDF : 201KB)
平成27年度第1回明石市市民参画推進会議	平成 28 年 3 月 23 日 午後 4 時～午後 5 時 30 分	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市市民参画条例の概要について これまでの市民参画手続の実施状況について 市民参画条例の運用課題について
平成28年度第1回明石市市民参画推進会議	平成 28 年 5 月 31 日 午後 4 時～午後 6 時	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民参画条例の運用課題等について
平成28年度第2回明石市市民参画推進会議	平成 28 年 7 月 25 日 午後 4 時～午後 5 時 15 分	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民参画条例の運用課題等について [諮問・答申] 諮問文 (PDF : 48KB) 答申文 (PDF : 306KB)